



埴町告示第44号

本町の区域内の字の区域を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2号の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成22年6月25日

埴町長 菊池基文



新	旧	地番
大字板庭 字新瀬	大字板庭 字牛瀬中	19、21
	大字板庭 字新割	1、2、4-2、4-3、4-4、7-3、7-4及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	大字板庭 字広瀬	118-乙及びこれらの区域に隣接する道路、水路である町有地の全部並びに118-乙の地先の水路である国有地、町有地の全部
大字板庭 字板庭	大字板庭 字板庭前	122の一部、127の一部
	大字板庭 字大苗田	6-2、7-2、7-3、8-5、9-2
大字板庭 字牛瀬中	大字常世中野 字平館	7、8、79、80及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地、町有地の全部並びに4から6まで隣接する道路、水路である町有地の全部、8、79、80の地先の水路である国有地、町有地の全部
	大字中塚 字平館前	8-4、8-5、8-6、9-2、16-2、17-2、18から21まで、31-2、32、33、34-2、41-1、41-2、42、42-2、43、45から49まで、53から55まで、55-3、56、57、57-2、57-3、58-2、60から91まで、91-2、92から106まで、107-1、107-2、108から116まで、140-2、141、172及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部
	大字中塚 字湯那田	82-6
大字板庭 字大苗田	大字板庭 字板庭	125-1、146に隣接する道路である町有地の全部、125-1の地先の道路である町有地の全部
	大字板庭 字鷺柄	1から3まで、3-2、3-3、4-1、4-2、5、6、7-1、7-2、8、9、10-1、10-2、11から13まで、14-2、28及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部
	大字板庭 字わしのす	162の一部
大字板庭 字板庭前	大字板庭 字鷺柄	14、73-3及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部
大字板庭 字わしのす	大字板庭 字鷺柄	242、250、251-1、251-2、252-1、252-2
	大字板庭 字大苗田	84、95-2、96、97-1、97-2、98-1、98-2、99から107まで、113、113-1、113-3、125-1、125-2、125-3、128、129、133、208、210、214-1、215から218まで、222、223、404及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地、町有地の全部